

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
役員報酬規則

平成11年12月22日設立認可の日制定
平成14年6月15日第3回通常総会改正
平成22年6月19日第12回通常総会改正
平成29年6月24日第23回定時総会改正
令和3年6月19日第27回定時総会改正
令和4年6月18日第28回定時総会改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「本法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 非業務執行理事等 法人法第115条第1項に規定する業務執行理事でない理事及び監事
- (3) 報酬等 認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) 遺族 役員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び葬祭を行う者

(支給する報酬等)

第3条 本法人は、役員（非業務執行理事等を除く。）に対し、その職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 本法人は、役員が本法人の事業に係る会議に出席等した場合は、前項に定める報酬のほか、別に定める基準に基づき手当等を支給する。
- 3 本法人は、役員に対し、賞与及び退職手当を支給しない。
- 4 理事長が別に指名する特別の常務を担当する常任理事に対し手当（以下「特別常務手当」という。）を支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 35万円

- (2) 副理事長 月額 15万円
- (3) 専務理事 月額 60万円
- (4) 常務理事 月額 55万円
- (5) 常任理事 月額 8万円

2 特別常務手当の額は、前項第5号の報酬額のほかに、月額47万円の範囲内で理事会において定める額を支給する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬及び特別常務手当は月額をもって支給するものとし、支給を受けるべき役員が就職した月の翌月1日から退職する月の末日までの期間、毎月25日に、前月分につき前条に定める額を支給する。

- 2 報酬等の支給を受けるべき役員が死亡したときは、死亡した役員の報酬等の未払い分は、当該役員の遺族に支払う。
- 3 前項の場合において、支払いを受けるべき遺族が複数いるときは、その支払う順位は第2条第5号の記載の順序により、同順位者が2人以上あるときは、年長者を先順位者とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、支給を受けるべき役員が1月を超えてその職務を休職したときは、復職するまでの間、報酬等の支給を停止する。

(期間計算)

第6条 報酬及び特別常務手当を支給する期間は、毎月1日から末日までを1月として計算する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、支給を受けるべき役員の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により支給する。

- 2 第5条第2項の場合には、当該遺族の本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により支払う。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第9条 本法人は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

- 1 この規則は、本法人の設立許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 改正規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成22年6月19日から施行する。ただし、本法人の名称中に公益社団法人という文字を用いることとする変更並びに第1条及び第9条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則の改正は、令和3年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則の改正は、令和4年7月1日から施行する。